



令和7年10月以降

	主任手当 2万円以上/月			
	施設長手当 4万円/月			部長手当 4万円以上/月
	処遇改善手当 ※1	処遇改善手当 ※1	処遇改善手当 ※1	処遇改善手当 ※1
	勤続手当+500円/年 資格手当1万円（機能2.5万円）	勤続手当+500円/年	勤続手当+500円/年	勤続手当+500円/年
基本給	基本給 18万円/月 （機能訓練指導員 23.5万円/月）	基本給 19万円/月 （機能訓練指導員 26万円/月）	基本給 19万円/月 （機能訓練指導員 26万円/月）	基本給 19万円/月 （機能訓練指導員 26万円/月）
任用要件	スタッフとして半年以上在籍（又は同程度の経験者）で、週40時間勤務が可能な者。	正社員として2年以上在籍（又は同程度の経験者）で、介護福祉士、または介護福祉士の資格取得を目指すことを約する者。	正社員として3年以上在籍（又は同程度の経験者）	主任として3年以上在籍（又は同程度の経験者）
職責及び職務内容	法人の理念や目標を理解し、組織の一員として確実に業務を行う。 チームケアの重要性を理解し日常的にスタッフ間の信頼関係を構築しつつ、課題解決に組織的に取り組む。 運営推進会議に積極的に貢献する。 研修の計画・実施・評価を行う。	管理的視点を持ち業務を行う。 研修の計画・実施・評価を行う。 運営推進会議の指示・指導・企画・管理を行う。 他部門や、地域の関係機関と連携する。	管理的視点を持ち業務を行う。 研修の計画・実施・評価を行う。 運営推進会議の指示・指導・企画・管理を行う。 他部門や、地域の関係機関と連携する。	専門職としての高度かつ適切な技術を身につけ、指導・育成等の役割を果たす。 研修の計画・実施・評価を行う。 他部門や、地域の関係機関と連携する。
職位	正社員	主任	施設長	部長

※1 正社員以上の処遇改善手当：当該加算に係る計画を勘案し、支給額については、その都度決定するが、1万円/月を最低額とする。

処遇改善加算金を原資とする。